事務所コラム

2019年12月9日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

相互適用排除の税制改正

各種の配偶者の規定

所得税法には、配偶者についての概念規定はありません。しかし、同一生計配偶者、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者についてはそれぞれ概念規定があり、随分と込み入った規定になっています。そして、各条文において、これらの言葉が使い分けられています。

それぞれの範囲の広狭

「同一生計配偶者」は合計所得金額 38 万円以下が要件ですが、「源泉控除対象配偶者」の要件は合計所得金額 85 万円以下です。「源泉控除対象配偶者」には、「控除対象配偶者」のほか、「配偶者特別控除」38 万円が適用となる対象者を含むので、範囲が広くなっています。

源泉徴収税額表の甲欄適用の条件として 提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」 に記載すべき配偶者は「源泉控除対象配偶 者」です。

共に38万円以下所得の場合

ところで、夫婦とも合計所得金額が38万円以下だとすると、それぞれの配偶者を「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」とすることは、税額算定上の実質的な意味はないものの、原理的に

は可能です。

共に 123 万円以下所得の場合

それに対して、夫婦それぞれの合計所得金額が123万円以下なので、それぞれ相互に「配偶者特別控除」の適用対象者として、配偶者特別控除の適用を受けることは可能かと言うと、この相互適用は法律上排除されています。扶養控除関係の相互適用は原理としてなじまない、との考えと思われます。

共に85万円以下所得の場合

ただし、夫婦それぞれの合計所得金額が 85 万円以下なので「源泉控除対象配偶者」 として「給与所得者の扶養控除等申告書」 を提出することは可能か、と言えば、これ には特に制限はありませんでした。

ところが、今年の税制改正で、この「源 泉控除対象配偶者」の夫婦相互での適用申 告の場合には、源泉徴収でのその適用を排 除するとともに、自ら年末調整や確定申告 で相互適用を排除した場合を除き、配偶者 特別控除の適用は認められないものとされ ました。

公的年金等の扶養親族等申告書の記載で 源泉控除対象配偶者として確定申告不要と した場合も同じ扱いです。



所得の少ない者へ の締め付けを強化 する必要あるの?